

居合道同好会規約

第1章 総則

第一条 本会は、鳥取大学居合道同好会と称す。

第二条 本会の目的は、居合道を通じて礼儀を学び、心身を向上させることである。

第2章 入部資格

第三条 入部は、原則として鳥取大学に在籍し、本会に興味がある者が部長に入部意思を伝えることで入部を許可する。

第2章 組織

第四条 本会は部長、副部長を置く。

第五条 本会各役員を選出は部員間の討議によるものとする。

第六条 役員以外の部員は役員の補助に努める。

第3章 運営

第七条 本会は、入部金、部費は徴収せず、必要に応じて経費を徴収する。

第八条 会員は、各自の安全、持ち物の管理に対して責任を持つ必要がある。